

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部改正について

1. 概要

【別表の改正】

身寄りのない方が亡くなった際、葬祭執行人がいない場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法や墓地、埋葬等に関する法律に基づいて区長が遺体の埋火葬を実施しています。遺体の取扱いに要する費用の種目及び限度額については、行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（以下「細則」という。）第8条にて別表のとおりと定められており、別表にない費用の支出にあたっては市長への限度外支出承認申請が必要としています。

この度、遺体の保存に関する費用として頻繁に支出しているドライアイス代について、手続きの簡素化による事務の効率化を図ることを目的に、限度外支出承認申請手続きを不要とするため、細則の別表に「死体の保存に関する費用」を追加する改正を行います。

【様式の廃止】

行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに係る内部手続きについて、細則で定める様式を使用することとされていますが、様式にこだわらない柔軟な内部手続きを可能とするため、様式を廃止する改正を行います。

2. 施行日 令和7年3月1日（予定）

3. 改正案

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則を下記の通り改正する。

改正案	現行
<p>（費用の種目及び限度額）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 区長は、前項の規定による費用の種目又は限度額により難い特別の理由があるときは、<u>市長の承認を受けた上で当該費用を支出することができる。</u></p> <p>（取扱登録）</p> <p>第12条 区長は、被救護者の救護及び行旅死亡人の取扱いについて、<u>台帳等により登録し、整理しなければならない。</u></p>	<p>（費用の種目及び限度額）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 区長は、前項の規定による費用の種目又は限度額により難い特別の理由があるときは、<u>当該費用の支出につき様式第1号による行旅病人行旅死亡人取扱費限度外支出承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>（取扱台帳）</p> <p>第12条 区長は、被救護者の救護及び行旅死亡人の取扱いについて、<u>様式第2号による行旅病人及び行旅死亡人取扱台帳により、登録し、整理しなければならない。</u></p>

(市長への報告)

第 13 条 区長は、行旅病人又はその同伴者を救護したとき、又は行旅死亡人を取り扱ったときは速やかに市長に報告しなければならない。

別表 (第 8 条関係)

種目	限度額
[略]	[略]
公告料	[略]
死体の保存に関する費用	必要最少限度の額

(市長への報告)

第 13 条 区長は、行旅病人又はその同伴者を救護したときは様式第 3 号による行旅病人取扱通知書により、行旅死亡人を取り扱ったときは様式第 4 号による行旅死亡人取扱通知書により市長に報告しなければならない。

別表 (第 8 条関係)

種目	限度額
[略]	[略]
公告料	[略]

様式第 1 号 (第 8 条関係)、様式第 2 号 (第 12 条関係)、様式第 3 号 (第 13 条関係) 及び様式第 4 号 (第 13 条関係) は廃止する。